

登記相談を御利用の皆様へ

～ 登記相談の予約について～

鳥取地方法務局では、相続や売買などの不動産の登記に関することや会社・法人の登記に関することなどの相談を予約制により行っています。

予約をいただいたお客様には、お待たせすることなく相談をお受けすることができますので、皆様の御協力をお願いします。

【予約方法】

各法務局（本局又は支局）の窓口に申し出ていただくか、電話により受け付けております。

電話による予約

本局登記部門（0857 - 22 - 2293）

倉吉支局（0858 - 22 - 4108）

米子支局（0859 - 22 - 6162）

相談を希望する法務局（本局又は支局）に直接お申し込みください。

鳥取地方法務局

